

●対象となる人

次の基準にすべて該当する人は、申請により介護保険料が軽減されます。

- ① 現在、生活保護を受けていないこと。
- ② 世帯員全員の申請月前3ヶ月（※7月申請の場合、4・5・6月）の収入の合計が生活保護の「基準生活費」以下であること。

○基準生活費の一例(世帯構成や年齢等により変更あり。)☆R4.5月末現在

世帯人数（年齢）	単身世帯（70歳以上）	二世帯（70歳以上）
1ヶ月基準生活費	69,530円	112,190円

※ただし、家賃・医療費など継続的な負担がある場合は、負担分（限度額あり）を基準生活費に加算します。

- ③ 世帯全員の資産（預貯金等）の合計が基準生活費の1.2倍を超えないこと。

●軽減率

申請が承認された場合は、算定されている保険料段階に応じて、下記の軽減率が申請日から7日後以降に到来する納期（徴収日）の保険料額に適用されます。

保険料段階	軽減率	保険料段階	軽減率
第1段階	1/2	第8段階	1/6
第2段階		第9段階	
第3段階		第10段階	
第4段階	1/4	第11段階	1/7
第5段階		第12段階	
第6段階	1/5	第13段階	
第7段階		第14段階	
		第15段階	

●申請方法

この制度は申告制です。（単年度ごとの申請です。）

申請書及び必要書類を各区の高齢介護課、蒲原出張所へ、納期限（普通徴収）の7日前まで、又は年金支給日（特別徴収）の7日前までに提出していただくこととなります。